

食品に関するリスクコミュニケーション  
～BSE 対策の再評価に関する説明会～

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課

# 食品に関するリスクコミュニケーション ～BSE 対策の再評価に関する説明会～

日 時：平成 23 年 12 月 16 日（金）13:30～15:30

場 所：三田共用会議所 講堂

## 1. 開 会

## 2. 情報提供

牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長

道野 英司

牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況

農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長

山本 実

## 3. 意見交換

## 4. 閉 会

○司会（森川） それでは、時間になりましたので、ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション～BSE対策の再評価に関する説明会～」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御参加くださいます、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の森川と申します。よろしくお願いいたします。

平成13年に国内で1頭目の牛海綿状脳症（BSE）感染牛が確認されて、BSE対策を開始してから10年が経過しました。BSE対策については、最新の科学的知見を踏まえ、国内の検査体制や輸入条件といった対策全般について再評価を行うことにしています。厚生労働省としては、BSE対策の再評価について理解を深めていただくため、本説明会を開催することにしました。

本日は、消費者、事業者、自治体を始めとする行政関係者の皆様にお集まりいただいておりますので、後半の意見交換のところでは、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

資料1-1「牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について」

資料1-2「牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況」

今後の参考にさせていただくためにアンケート用紙を同封しておりますので、お帰りの際に受付で回収させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

資料の乱丁、不足等はありませんでしょうか。資料の乱丁、不足等がございましたら、担当の者がお伺いしますので、挙手をお願いします。

途中でお気づきになられた場合には、職員にお知らせいただければ、取り替えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

マイク、室温にお気づきになられた点がありましたら、それもお知らせください。

続きまして、本日の進行について御説明いたします。次第をごらんください。

まず最初に「牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について」を厚生労働省食品安全部から、「牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況」についてを農林水産省消費・安全局から御説明いたします。説明が終わった後、10分間程度休憩を挟みまして、意見交換を行いまして、大体15時半ごろの終了を予定しております。

それでは、最初に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室、道野室長から「牛海綿状脳症（BSE）対策の再評価について」を御説明いたします。

○道野輸入食品安全対策室長 皆さん、こんにちは。厚生労働省食品安全部の道野と申します。よろしくお願いいたします。

今、司会からありましたとおり、BSE対策を始めましてから今年の10月で10年ということでございます。皆さん御承知のとおり、飼料規制を継続することによってBSEのリスクは下がってくるわけですが、この10年間に内外のBSEのリスクは非常に下がってきている。そういったことを踏まえて、この10年とってきたBSE対策についての再評価をする時期

が来ているのではないかということで、私どもの方で、今後、食品安全委員会にこういったリスクの再評価をお願いしていこうということを計画しておるわけでございます。

今日はその内容につきまして、現状であるとか、現状につきましては、国内外の現状、今後の食品安全委員会への諮問の内容について簡単に御説明したいと思います。

それでは、資料に沿って御説明をすることにします。

(PP)

まず最初のところですが、これは字が小さいので、これが見える方はいいのですが、字が小さいということであれば、お手元の資料をごらんいただきながら聞いていただければと思います。

ここにお集まりの皆さんの中には、非常に詳しい方もいらっしゃると思いますけれども、中にはBSEの話は初めて聞くとか、余り過去に聞いたことがないという方もいらっしゃると思いますので、割と基本的な情報から御説明をしたいと思います。

牛海綿状脳症というのは、Bovine Spongiform Encephalopathyといいまして、それを縮めてBSEと言っているわけです。

原因は、ウイルスや細菌とは違いまして、異常化したタンパク質ということであります。

BSEの場合には、感受性の動物は、基本的に牛と水牛となっていますけれども、勿論それぞれの動物種によっては、別の異常プリオンタンパクのプリオン病という、同じような異常プリオンタンパク質を原因にして起こる病気というのがあるわけです。人間の場合ですと、クールーだとか、クロイツフェルト・ヤコブ病だとか、これはみんな同じような病気ですし、ミンクだとか、シカだとか、そういったものにも同じような病気はあるわけです。

これは牛の症状でありますけれども、潜伏期間が比較的長いと言われていまして、子牛のころに通常感染をして、3～7年。実際に発症するのは、3～7歳、8歳というようなことになるわけです。症状としては、神経症状、行動異常、運動失調と書いてありますけれども、発病後2週間から半年ぐらいの経過で死に至る病気であります。実際にどんな病気かという、中枢神経系の特に脳の組織などがスポンジ状というのはあれですけれども、要するに空胞変性を起こすという病気です。

診断法は、10年前に日本で1例目が報告されたころから生前診断が何とかできなのかという議論はずっとあるのですが、フィールドで実際に使える生前診断法というのはいまだにありません。やはり脳の組織を取り出して異常プリオンタンパク質を見つけ出すという手法によって検査を行うということになります。

感染経路につきましては、もともとのBSEの感染牛、異常プリオンタンパク質が増えている病気の牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に給与することにより、感染が広がるということです。もともとイギリスから始まったと言われていた病気ですけれども、こういった感染牛の肉骨粉を通じて、イギリス国内、ヨーロッパ、それ以外の地域にも広がっていたというものであります。

肉骨粉というのは御承知の方もあると思いますけれども、通常、食肉の処理の過程で得

られるくず肉だとか、皮、骨、いわゆると畜残渣を加熱して、油とそれ以外のものに分かれるのですけれども、油を除いたミネラルとかタンパクとかが結構豊富なものでして、飼料として有効利用されていたものであるわけです。

異常プリオンタンパクというのは、実は物理化学的なものに非常に強くて、加熱してもなかなか変成しない。感染性をずっと維持するというものですので、こういった肉骨粉をつくる過程で過熱をするわけですが、そういったもので失活しないという性質のものであります。

公衆衛生上、人への健康への影響というのは当然問題になってくるわけですが、1996年にWHOの方で、人に感染する可能性があるということが指摘されたのがもともとの人へのリスクという議論の始まりでありまして、BSEの異常プリオンタンパク質の摂取が原因と考えられているのが変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）という病気です。

今年の1月までにvCJD患者数は全世界で222人、うちイギリスで174人ということで、牛も非常にイギリスが多いわけですが、人の患者数もイギリスが多い。ただ、英国での発生というのは、牛の発生が1986年から始まって、ずっと増えて、1990年の初めにピークになるのですけれども、人に関しては2000年前後がピークになっていまして、最近は診断される人は年間数人、ゼロの年もあるという状況になっています。

(PP)

BSE対策の概要ということで、先ほど申し上げたとおり、感染牛の肉骨粉が感染源になるということですので、まず、飼料規制という生産段階での対策。もう一つは、公衆衛生上の対策、食品安全上の対策として、と畜、販売段階においても規制を行うとしています。

特に食肉となって以降ということで、牛はと畜場に入って食肉処理されて、その食肉、いわゆる枝肉からカットしてブロック肉、精肉となっていくわけですが、食肉として流通する過程において、さまざまな安全対策がとられています。

と畜場では、1つは、特定危険部位といまして、異常プリオンタンパク質が牛の体内の中でも中枢神経系とか回腸遠位部、扁桃とかに偏在するということがわかっています。そういったところをもしも感染牛だったらということで、取り除くということ。もう一つは、検査をして、検査陽性の牛を排除するという対策があります。

更に食肉としての販売工程ということで、中枢神経系に異常プリオンタンパク質が分布するということですので、脊髄と脊髄から分かれた神経にも異常プリオンタンパク質が分布するということがあって、特にと畜場からは枝肉で搬出されるものですから、背骨は付いたままです。その背骨を、脊髄は取ってありますけれども、背骨がくっ付いたままなので、その背骨の中にある神経節に感染性があるとされていますので、食肉が消費者にわたる前に確実に除去するというのが食品衛生法で義務づけられたということです。

BSE検査につきましては、後ほどまた経緯でお話しますが、現在は、21か月齢以上の牛について義務的に検査をする必要があるということにしています。10年前は全頭検査

ということで、月齢を問わず始めたわけです。

国産のBSE対策の経緯ということでもありますけれども、先ほど御紹介したとおり、平成13年に国内において1頭目の感染牛が見つかった。その後、平成17年に食品安全委員会からの答申に基づきまして、8月1日からここにありますように、21か月齢未満の牛については検査が不要になりました。21か月齢以上が義務的に検査をするということになって、検査対象月齢の改正をしたわけです。ただ、現実には、地方自治体が自主的に全頭検査を継続しているというのが今日続いているわけでもあります。

ここに国庫補助の話が書いてありますが、これは平成13年10月18日に全頭検査を始めたときからこの検査に必要な検査キットの経費について国が10分の10、実際の検査を実施する地方自治体に補助をしているという仕組みがずっと続いているわけです。義務的に検査をしなければならない範囲については、現在も21か月齢以上の牛については補助が継続されています。通算で191億円ぐらいの補助が過去10年間にされてきたという状況があります。

平成21年のところで、と畜場におけるピッシングを禁止と書いていますけれども、ピッシングというのは御承知のない方もあるかもしれませんが、と畜の際に牛の反射運動があると、従事者の人が蹴飛ばされる。特に1回気絶をさせて、放血殺をするんですけれども、気絶をしたときにやはり反射運動が残ってしまうということで、労働安全上、ピッシングという処理をして、具体的にはワイヤーとかを頭蓋骨の中に突っ込んで、脳組織を破壊するわけです。

そういったピッシングという処理があるんですけれども、これは脳神経を破壊するので、それが血流に移行して、リスクが肉の方に生じるのではないかという指摘があったわけです。そういったことで、これを禁止したわけです。これも5～6年前から労働安全上の問題、食肉安全上の問題ということで、現場の方の理解を得ながら、順次中止をしていって来たということもあります。

こういった形で、いろいろな努力があって、BSE対策というのは今日まで行われてきたわけでありまして、平成21年5月26日のOIEの会議で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定されたわけです。これにつきましては、また後で資料が出てきますので、そこでお話をしたいと思います。

現在の都道府県の食肉衛生検査体制というのは、81自治体にと畜場がありまして、112機関、と畜検査の人員というのは2,392人というような規模であります。勿論、BSE検査だけをやっているわけではなくて、ほかの家畜の疾病。疾病に罹患している家畜を食用にされることを防止するということでのと畜検査。O157対策とか、そういった食中毒対策ということも含めて、地方自治体の食肉検査というのは行われているわけでありまして、その中の一部としてBSE対策というのも行われてきたわけでもあります。

(PP)

BSEの検査頭数、今までにどれくらい検査をして、どれくらいのBSEに感染した牛が発見されたのかということですが、平成13年以降、毎年平成20年度までは、BSE感染牛は

発見されています。通算で36頭、後ほど農林水産省の方からも説明があると思いますが、この36頭という数字はと畜場での検査だけではなくて、農場段階で死亡した牛を検査して発見したものも入っています。と畜場で見つけたのは21頭、括弧内の数字であります。

と畜場での牛の検査の分母の方は、この1,220万頭が分母なわけですけれども、10年間で1,220万頭検査をして、と畜検査では21頭のBSEの感染牛を見つけたというのがこの表であります。過去3年度間においては、BSEに感染した牛は見つかっていない。その前の平成20年度、これは21年1月だと思えますけれども、特に1頭が見つかって以来、発見されていないというような状況にあります。右の方を見ていただくと、月齢の分布が出ています。後ほどにグラフも出てきますが、おおむね高齢牛に集まっているということがごらんいただけるのではないかと思います。

(PP)

国内のBSE検査陽性牛。今の36頭の出生年分布を見ていただくと、何でこの出生年分布というのをグラフにするかと言いますと、生まれて間もなくに与えられた飼料。要するに生まれた直後の牛が非常に感受性が高い、感染しやすいわけです。その生まれた時期の飼料規制が、どのくらいのBSEの感染牛がその年生まれの牛から発生するかということと大きな関係があるわけです。

したがって、多くの牛が発生している時期は、この牛が生まれた年、1996年とか2000年とか言うのは、汚染された肉骨粉、感染性のある肉骨粉が流通していたということがわかるわけです。そうしてみますと、日本で見つけたBSE感染牛、検査陽性牛の中で最後に生まれたのが2002年1月生まれの牛で、それ以降、2003年以降に生まれた牛からはBSEに感染した牛、BSEの検査陽性になっている牛はいないということです。これ以降は飼料の肉骨粉規制がしっかり定着してきていることがわかるということでもあります。

(PP)

次に国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布ということで、潜伏期間が3～7年としていますから、おおむね発症月齢は3歳半から8歳、9歳ということになるわけですけれども、こういった形で37か月から多くのものが61か月齢以上というような実際の月齢になっている、これは諸外国と同じような分布になっているわけです。

ここにある21～30か月齢の間に発症した牛、BSEと判断された牛が2頭いるわけです。1つが21か月齢、もう一つが23か月齢ということで、2つの例があったわけです。この2つの例につきましても、現在の検査対象牛が21か月齢以上となっていますが、これだけが理由ではないのですが、21か月以上を検査するという今の基準になった理由の一つになっています。

前回の食品安全委員会のリスク評価のときには、まだ結果が出ていなかったのですが、この2頭については高い感度を示すマウスで感染実験をやって、感染性を確認しようとしてみました。しかしながら、感染性は確認できなかったということです。感度の高いマウスというのはどういうことかと言いますと、牛のプリオンタンパクをつくる遺伝子を組み込ん

だ。そういうマウスを使って、そうするとその遺伝子が牛型になっていますので、もしも牛型の異常プリオンタンパクが入ってくると、非常に感染性がしやすいということになるわけです。そういった好感度の試験法でチェックをしたのですが、感染性は確認できなかったということでもあります。

(PP)

次に輸入対策の方について。お話をいたします。平成8年にWTOの方でヒトへのリスクということを指摘されまして、欧州委員会においてもイギリスの牛や牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択。日本でも英国産牛肉・牛肉加工品を輸入禁止いたしました。その後、平成12年以降、このくらいからEU各国でも多くのBSEの感染牛が見つかってきたということがありまして、EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入を禁止しました。このころからBSEが発生した国からの牛肉と牛肉加工品については、まず輸入をストップするという対策を日本も取るようになってきたわけです。

13ページには、そういったことを法的に禁止するというような措置を取っています。

15年になって、カナダとアメリカでBSE感染牛が確認されて、両国からの牛肉加工品の輸入を禁止したわけです。

平成17年12月に食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえまして、一定の条件、牛肉は20か月齢以下と証明される牛由来であって、なおかつ日本の定義で言う特定危険部位を除去する。この2つの条件を満たすものについては、米国産、カナダ産、いずれの国からの牛肉についても輸入を再開したわけです。直後に混載事例が発生したということがあって、一時輸入手続がストップしましたが、その後、継続的に輸入がし続けられています。

平成19年にOIEの総会で、アメリカとカナダの両国についても「管理されたリスクの国」と認定をされたということになります。OIE基準では「管理されたリスクの国」というリスクレベルのステータスの国からの牛肉の輸入に関しては、月齢要件を必要としないと国際基準では定められている。そういったことで、アメリカとカナダは平成19年から日本の輸入条件、向こうから見れば対日輸出条件ということになるわけですが、これの見直してくれと。国際基準に即した貿易条件の早期移行をしてほしいということを申し入れてきているわけでもあります。

(PP)

世界のBSEの発生件数の推移ということでもあります。冒頭、世界的に見てもBSEのリスクが低下してきているということをお願いしたわけですが、数字で言いますと1992年、これは報告数としては一番多い年でありまして、世界で3万7,000頭余りのBSEの感染牛が報告をされています。

その後、各国とも飼料規制などを強化していった、勿論、濃淡はありますけれども、飼料規制を講じていったことによって感染牛はどんどん減っていったということで、昨年2010年につきましては世界で45頭。今年の9月までで2011年は12頭と頭数も減ってきているわけです。



イギリスにつきましては、今年は4頭、去年は11頭でありますし、輸入条件の見直しということで、今回名前が出てきているアメリカについては、過去5年間報告がない。カナダは1頭ずつ、フランスも今年なくて、去年は5頭。オランダは今年が1頭で去年は2頭というような発生状況になっています。

(PP)

OIEのBSEステータスの分類と貿易条件であります。OIEのBSEのリスクレベルのカテゴリ化したものであるわけですが、「無視できるリスクの国」、「不明のリスクの国」ということで、中間に「管理されたリスクの国」というランクがあるわけですが。「無視できるリスクの国」の中には、オーストラリア、ニュージーランド。これはもともと発生のない国です。デンマークはたしか発生国だったのですが、飼料規制をしっかりとやって「無視できるリスクの国」に認定をされたという国です。「管理されたリスクの国」の中には、日本を始めとして、アメリカ、カナダ、フランス、今回俎上にあがっている国はみんな入っているということになります。

貿易条件に関しては、こういったとさつ前後の検査に合格して、ピッシングが行われていなくて、SRMが除去されていること。SRMの定義は日本の国内の定義とちょっと違いますけれども、これが国際基準で言う輸入条件ということになるわけです。

日本がいつ「無視できるリスクの国」になるかということ、その要件を満たすのは再来年の2月、あと1年余りで満たすということになります。今、満たしていない要件は何かというと、国産牛で最も遅く生まれたBSE牛の生後11年が経過していること。要するに感染牛の中で一番遅く生まれた牛が生まれてから11年経っていることというのが、日本がまだ満たしていない条件であります。これは2013年2月に満たすということになります。

(PP)

各国のBSEの検査体制ということについて、御説明をしたいと思います。詳しい方はもう従前から、アメリカ、カナダがと畜場で食肉処理の段階でのBSE検査をやっていないということは、よく御承知だと思います。それは今も状況としては変わっていません。日本については先ほどから御紹介している以上、20か月齢を超えるもの、21か月齢以上の牛について検査をしています。

EUについては、72か月齢を超えるものとなっております。イギリスも含めて、72か月齢を超えるものしか、今は検査をやっていない。ただ、欧州連合は今27か国ありますが、ブルガリアとルーマニアについては、現時点でも30か月齢を超える健康牛の検査を実施しています。これはどうしてかと言うと、EUの方も日本の食品安全委員会と同じような欧州食品安全機関、EFSAという機関がありますが、そこからリスク評価を順次やっています、こういった規制の見直しをやっています。

そういったことでだんだんと全頭検査の対象月齢がどんどん上がってきたというようなことでもありまして、この72か月齢になっていたのは今年の7月に施行された規則で、こういうふうなルールが変わっています。OIE基準につきましては、食肉の検査の中でBSEに

特化した検査は求めています。いわゆるキットを使ったBSEスクリーニング検査。

下は、農林水産省から御説明があると思いますけれども、農場段階でのサーベイランスのルールであります。

(PP)

もう一つの食肉の安全対策の方の特定危険部位、SRMの範囲があります。日本は頭部、扁桃、脊髄、脊柱、腸、いずれの部位についても月齢要件はなくて、全月齢について対象としています。一方、アメリカ、カナダ、OIEに関しては一部、カナダはこれがありますが、基本的に中枢神経系のSRMについては、頭部とか脊髄とか脊柱の辺については、30か月齢を超えるもの、OIE基準もそのようになってまいります。EUにつきましては、脊柱が30か月齢、脊髄が12か月齢という形になっています。

こういった見直しのプロセス、特にEUなどはもともと脊柱が12か月齢だったのを見直してきているのですが、これは前回の食品安全委員会のリスク評価は今から6年前ですが、そのときに報告書も出てきましたし、議論もされていましたが、イギリスとドイツで牛を使った大規模な感染実験をやっていたんです。それは当時まだ終わっていなかったということで、その感染発症量とか、いろいろな詳しいことはよくわからないということで、その知見が十分でないということがさんざん議論されたわけです。

実はその感染実験も終わっていて、何か月齢くらいで感染性が例えば脊柱、脊髄、こういったところに分布してくるか。子どものころに経口的に摂取したものが回腸から順々に中枢神経系に分布して行って、どんどん増えていくという病気ですが、そのプロセスといいますか、感染性が何か月齢ごろにどこに出てくるかということはわかってきたと。そういったことで脊柱に関しては、これは脊髄もデータの的には同じですが、実際に見直したのは脊柱だけですが、少なくとも30か月齢以下については、脊髄のところまで感染性が表れてこないということが確認をされているわけです。

詳しい話は飛ばしますけれども、簡単に言えば、そういうような感染実験のデータに基づいた見直しがEUで行われてきているということでもあります。

(PP)

これはSRMの復習。脳とか脊柱の中に入っている背根神経節という名前。脊柱管の中を通っている脊髄、回腸、こういったところに異常プリオンタンパク質というのは遍在する。それは勿論、感染した牛に決まっているのですが、感染していない牛には当然ないわけですが、感染した牛には分布する。この感染性自体は、BSE検査で陽性になる前の段階で感染性が見られるということなので、検査結果にかかわらず、特定危険部位、SRMは除去しましょうというのがその安全対策として一番重要だということが言われているわけです。

(PP)

飼料規制につきましては、後ほど農林水産省の方から御説明があるので、ここは割愛をさせていただきます。

(PP)

昨日、大阪の説明会、厚生労働省でも公表したところですが、この食品安全委員会への今回のリスク評価。法律名で言うと食品健康影響評価と言いますが、リスク評価の諮問の内容をどういうものにするかがこのスライドの中に出てきます。大きく分けて国内措置と国境措置と大きく2つに分ける。

基本的に、その表現は合わせてあるので、ちょっとわかりにくいので、説明をさせていただきます。

国内措置については、検査対象月齢を規制閾値と言っています。規制閾値は今20か月齢以下の牛については検査が不要、21か月齢以上は検査が必要と言っています、これを規制閾値と言いますが、これを30か月齢とした場合のリスクを比較してもらおう。要するに現行の規制と変更後の規制にした場合で、リスクがどのくらい変わるのかということについて、評価をしてもらいましょうということでもあります。

SRMについては、中枢神経系の部分について、現行の全月齢から30か月齢を超えるものに変更した場合、これもリスクがどう変化するのかということについての分析をお願いしようということです。国境措置についても全く同じでありまして、現行の閾値、アメリカとカナダにつきましては20か月齢ですが、これを30か月齢とした場合のリスクを比較してほしい。SRMについても国内と同様であります。

現在、国境措置で食品安全委員会にリスク評価をお願いしようと考えているのは、アメリカ、カナダのほかにフランスとオランダがあります。フランスとオランダにつきましては、この前に御説明をしましたけれども、BSEを発生した国からは牛肉・牛肉加工品を輸入ストップするという措置を平成12年暮れから13年にかけてとったのですが、それ以来、実は輸入をストップしっぱなしになっているということがありまして、このフランスとオランダ、ほかにもヨーロッパ各国はありますが、現在その調整が進んでいるのはフランスとオランダですので、フランスとオランダについては輸入禁止から30か月齢とした場合のリスクを比較しようということでもあります。

基本的には、こういった措置についてのリスク評価をお願いするということ。もう一つは、国際的な基準を踏まえて、更に月齢の規制閾値を上げた場合、特に月齢制限、検査対象月齢の方ですが、こういったものを引き上げた場合のリスクの評価を1と2の評価が終わった後に、更にリスク評価をしてくださいということを経験しようと考えています。

(PP)

ここから後ろは参考資料であります。御説明するような内容でもないですが、牛肉の輸入制限ということが、米国においてBSEの牛が発見されて以降、制限がずっと続いているわけですが、オーストラリア産、ニュージーランド産の牛肉の輸入は増加しているという状況があるようです。輸入再開後については、今度はオーストラリア産、ニュージーランド産の牛肉の輸入量は減少傾向が見られているということです。

(PP)

これは牛肉の需給動向で、ごらんいただければ、国産の生産量は35万頭前後で推移して

いて、輸入量がかなり変化をしているというようなことであります。

(PP)

牛肉の需給率は40%で、やや上回る水準でずっと推移しているということでもあります。

こういった見直しがなぜ必要なのかにつきましては、これは最後に御説明をしたいと思えますけれども、要は国際条約とか国内法において、食品の安全規制というのは最新の科学的知見に基づくとということが求められているわけです。

したがって、その現行のリスクに応じた規制をしていかなければならないということになるわけですが、例えばWHO協定の中のSPS協定、衛生植物検疫措置の適用に関する協定というようなもので、こういった措置は必要な限度においてのみ適用すること。科学的な原則に基づいて講ずること。十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保するというようなこと。

これは2条と3条で入り子になってはいますが、前提としては、原則は国際的な基準、指針、勧告がある場合には、それに従う。それに従っていれば、基本的に上の2条のことを自ら証明しなくていいと。国際基準であれば、一応それに沿っていると解釈されるわけですが、国際基準以外の措置をとると、こういった原則にかなっていないことを証明していかなければならないということになるわけです。それから、食品安全基本法の中でも、食品の安全性の確保は科学的知見に基づいて講じられるというようなことに求められているわけです。

(PP)

今度は逆のケースですが、最近、原発事故以降の状況として、諸外国での輸入制限が起こっています。どこの国、ここの国というのはありますけれども、日本産の食品について、科学的には安全なものであっても、輸入の制限を行うということが実際に行われています。こういったことを日本側が輸出国側に求めると、輸出国側は日本だって科学的根拠に基づいて、ちゃんと対応していないところがあるのではないかという議論になる。これは背景としては、こんなような状況もあるということでもあります。

最後の参考資料につきましては、直接こういった食品の安全性ということとは異なる、いろいろな需給とか貿易問題とかいうことも含めて御説明しましたけれども、私どもから申し上げたいのは参考資料以前の、今回のBSEの対策の再評価をしようということになった経緯とか、国際的な現状とか、内外のリスクの状況とか、そういったことについて御説明をさせていただきました。

どうも御清聴をありがとうございました。

○司会（森川） 続きまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、山本室長から「牛海綿状脳症（BSE）をめぐる状況」について、御説明いたします。

○山本国際衛生対策室長 農林水産省動物衛生課の山本です。よろしく申し上げます。

先ほど厚生労働省から、BSE対策全般について、今回はレビュー、科学的知見に基づいて再評価を行うという説明がございました。農林水産省の立場はというと、農林水産省が所

管している部分が当然ございます。餌の規制とかですね。そういう部分について、技術的な情報のとりまとめ、提供をして、厚生労働省に協力していくという立場でございます。

本日は、農林水産省で情報を取りまとめております牛の飼育状況とかBSEの発生状況、あるいは生産段階のサーベイランスとか、餌の規制等について説明させていただきます。

(PP)

まず、牛がどれくらい飼われているのかということでありまして、(スライドの)下ははしりますけれども、日本だと423万頭が飼われていて、毎年123万頭がと殺される。米国は約1億頭で3,448万頭、カナダが1,380万頭で371万頭、オランダが380万頭で203万頭、フランスは結構いまして、1,940万頭で506万頭(がと殺される)。こういうことで、やはり畜産国はかなりの数の牛が飼われています。

お気づきになるかと思えますけれども、飼っている牛に対すると殺の頭数の割合が若干違うと思えます。例えば米国は計算しやすいので、1億で3,448ですから34~35%ですが、日本だと3割切って二十何%だと思います。オランダが極端な例で半分以上ということで、これはと殺までの回転ですね。日本は和牛を中心に肥育期間が長いので、結果として長く飼われる。極端な例では、オランダでは子牛肉、ビール肉の生産が非常に盛んでして、7割くらいが1歳未満でと殺される。

もう一つの要因としては、乳牛と肉牛の比率というのがあります。乳牛は乳を搾りますので長いこと飼っています。そういう牛が多いと、と殺されるサイクルが長くなるので、ここの割合はそういうもので出てきている。肉牛生産の中では、日本は和牛とか、肉牛の中でも国際的にも特別長く飼う傾向があるということになります。

(PP)

これは発生状況ですので、先ほどの道野室長の説明と同じですから省略しますが、この下の欄には各国の初発、初めてBSEが確認された年を書いてあります。アメリカは2005年になっていますが、2003年にカナダの表の中の※2にあります。アメリカで2003年に見つかったBSEの牛がカナダ生まれであったということで、カナダの方に計上されています。アメリカ、カナダは2003年にそれぞれBSEが発生し、アメリカの牛はカナダの生まれではあったのですが、BSEが確認されたことから、この年の輸入を停止したという流れになります。

あと補足しますと、全体で19万頭発生しているうち、EUでの発生で99.7%。これを割ればそうですけれども、イギリスが97%ということで、イギリスで非常に多く見られているという状況です。

(PP)

手元の資料が白黒で申し訳ないですけれども、赤い折れ線がEU。EUは頭数が多いものですから平均値を出していますけれども、健康と畜牛、と畜場で検査を受けている牛でBSEが確認された牛の月齢です。何歳でBSEになったかの平均月齢をプロットしています。折れ線の紫は後で御説明しますリスク牛という、農場で死んだ牛とかでBSEが確認された牛の平均の月齢をプロットしています。

あとは青の丸が米国、赤の四角がカナダ、日本は緑のひし形でプロットしています。ここで見て取れるのは、飼料規制等が有効に機能して、新たな感染が減る。現在見つかる牛は過去に感染した牛が主体なので、どんどん摘発月齢が上がっている。要は昔に生まれた牛から見つかるということ、これは数字が入っていませんけれども、直近のEUの健康と畜場の平均は136.5か月齢。日本もアメリカも含めて、直近では60か月齢をすべて超えているということでございます。

先ほど厚労省から説明がありました2003年の日本の20か月の辺りに張り付いているもの。この2例については突出していますが、その後の感染性の確認をしたところ、感染性は確認されなかったという状況になっております。

(PP)

次は、リスク牛のサーベイランス（と畜場以外）と書いてあります。この中身に入る前に、サーベイランスとここに書いてありますが、OIE基準でいきますとサーベイランスの目的は各国がとっているBSE対策が有効に機能しているかを検証する。一定水準のサーベイランスをすることによって、その国の感染防止対策がちゃんとしているかというのをチェックするという事です。食肉の安全確保はと畜場でのSRMの除去ということで確保するので、(サーベイランスは)一定の調査、監視機能として位置づけているということです。OIEルールからいくとリスク牛という概念、要は効率よく見つけることができる牛、農場で死んでしまった牛とか、歩行困難とか何らかの神経症状を示している牛、そういうのをピックアップして、効率よく検査をしていって、監視をしていこうという仕組みになっています。

日本は今、24か月以上の死亡牛をすべて検査するという事で、毎年10万頭くらい検査していると。米国、カナダは30か月以上の牛で歩行困難とか、一定の症状を示しているような牛、死亡牛、こういうところから抽出して計算をしましょうということで、計画頭数をアメリカは年間4万、カナダは年間3万頭。実績値はもう少し多いですけども、こういう計画でサーベイランス計画を立てている。

EUは48か月以上の死亡牛、緊急と畜場について検査をしようというルールです。フランスは以前から24か月でやっているの、まだそのままでやっています。EUルールだと48か月ですが、24か月でやっていると。下に年間の頭数が書いてある。こういうことで各国はその国の疾病の対策、有病率等のチェックをしているということになります。

(PP)

餌の規制です。これがBSE対策の根幹の部分でもありますが、要は反芻動物、牛の肉骨粉を牛に与えないというのが大原則でありますので、日本はそれよりもより厳しくということで、牛、SRMと書いてありますが、この牛の肉骨粉は牛にも豚にも鶏にも与えない。コンタミネーションとか、いろいろな意味で念のためということで、豚とか鶏でできている肉骨粉も牛には与えないということで、ここは念のための措置で規制している。

米国・カナダは、牛の肉骨粉は牛には与えない。SRMと書いてありますが、(これらは)

豚・鶏のところは○から×になっています。これは以前は豚・鶏には与えていいというルールでしたが、カナダでは2007年から、米国では2009年から、すべての動物の餌に使ってはならないということで強化をしている部分です。

EUは動物のものは動物に与えないということで、全体が今、規制されているということになっております。

飼料規制の概略は以上でございます。

以上、駆け足でございますが、農林水産省でとりまとめて、情報提供をさせていただいている情報の概略をかいつまんで説明させていただきました。

どうもありがとうございました。

○司会（森川） それでは、ここで約10分間の休憩とさせていただきます。14時35分から再開したいと思っておりますので、それまでにお席の方にお戻りくださいますようお願いいたします。

（休 憩）

○司会（森川） それでは、時間になりましたので、これより意見交換を行いたいと思っております。

なお、意見交換の開始に先立ちまして、会場の皆様方をお願いがございますので、よろしくお願いたします。

御発言される方は挙手をお願いいたします。こちらの方で指名させていただきまして、マイクをお持ちしますので、それまで挙手のままでお待ちください。御発言のときには可能な限りで結構ですので、御所属とお名前をよろしくお願いたします。なるべく多くの方に御発言いただきたいと考えておりますので、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、行政側の出席者について御紹介いたします。

皆様から向かって左側が厚生労働省の道野室長でございます。

○道野輸入食品安全対策室長 よろしくお願いたします。

○司会（森川） そのお隣が農林水産省の山本室長でございます。

○山本国際衛生対策室長 よろしくお願いたします。

○司会（森川） それでは、御発言を希望の方、挙手をお願いいたします。

どなたかいらっしゃいませんか。何でも結構です。

○質問者 社団法人中央酪農会議の寺田と申します。よろしくお願いたします。

1点質問ですけれども、全世界でBSEが大体19万頭ぐらい発生しているというのは御説明でわかったのですが、結果として、19万頭程度のうち30か月齢未満のものは疑われるのが日本に2頭あただけで、ほかはなかったということでよろしいのでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 30か月齢未満のBSEの感染で確認されたものは、28か月、29か月というのはドイツで1998年にありました。日本で2例ということですが、あと、もしもあれば、山本さんの方から少し紹介していただければと思います。

○山本国際衛生対策室長 今、通野室長から説明があったとおりです。ドイツの2頭、28

か月齢、29か月齢。ポーランドでは1例、25か月齢があるのではないかという未確認のはっきりしていない情報が1つあります。

今のような診断体制がなくて、イギリスで当時、症状等だけでBSEが疑われるものを処分していたころに、要は1988～1996年ごろの話ですけれども、そのころに19頭ほど30か月未満のもので処分されているのがありますが、今のような検査で摘発したものではありませんので、それは科学的にはよくわからないということでございます。

○司会（森川） 次の方、いらっしゃいませんか。

○質問者 ミートジャーナリストの高橋と申します。よろしくお願いします。

まず1つは、我が国でもそうですし、アメリカでもカナダでもですが、たしか変異型ヤコブ病で、BSEは怖いものではないと思っていまして、怖いのはヤコブ病だと思うのですが、今までこれらの肉を食べて、たしかかかった方はゼロだと思っているのですが、その辺の御確認をお願いしたい。

もう一つは、今まで、ある意味では、これを見てみると、結果的にゼロリスクに対して我が国では全頭検査をずっと続けておりまして、前にある生産者に聞いたところ、一旦、全頭検査をやって、全く問題ないのはわかっているんだけど、やめられないという話を、逆にやめてほしくないと言っている方もいるんです。これは個人のお金でやっているんだったらいいんですけども、要するに税金で、国の税金はもうやられないというか、20か月以上になったと思うんですが、基本的には、国も1,000兆円もの負債を抱えているような状態で税金をこれ以上使ってやっていくのはいかなものかなと思っているんです。ゼロリスクに対してもう安心ですと。逆に安心だという安全宣言といいますか、そういったものを出していただければこういった方々も多少は安全なんだなと思っていただけか。過去、怖い怖いと、あるプリオン学者の方も怖い怖いといって、結構、皆さんあおって、怖い状態だったなと思っているんですが、結局、現在そんなことは一切ないわけで、どこかの段階で安全宣言を国として出していただけないだろうかと思っております。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、順々にお答えします。

もともとvCJD患者の自体も実際に診断法でいうウエスタンブロットで牛のものと同じパターンであるとか、疫学的な分布が同じであるとか、そういったことで、直接人がBSEの異常プリオンタンパクを食べて発症したんだと。今、申し上げたようなウエスタンブロットのパターンであるとか、疫学的なものであるとか、例えばマウスの遺伝子を人のタイプのプリオン遺伝子に組換えたものを感染実験と、そういったことから間接的にvCJDの原因はBSEであろうとされているわけです。もともとそういうものだということをもと前提として、例えばアメリカとかカナダにおいて、変異型のヤコブ病の患者さんは見つかっていますけれども、イギリス滞在歴のある方ということですよ。

ゼロリスクの問題についてですけれども、確かにゼロリスクもあるんですが、平成17年の20か月齢以下の牛の検査をやめて、基準上、義務的にやることのルールをやめて以降、3年間経過措置ということで、国庫からの補助は20か月齢以下についても継続をしたんで



すが、それ以降は打ち切っています。ただ、全自治体で自主検査が継続していることについては、ゼロリスクというよりも、自治体の方から私どもが漏れ聞いているところでは、隣の県が継続している限り、自分の県もやめられない。それは、あつちは検査していませんよということで、流通上なかなか難しい問題が出てくるということも伺っています。

今、おっしゃった安全宣言ということが、食品安全の問題にゼロリスクを求める、安全宣言を求めるというのは限りなく近いような気もするんですけども、そういうことというのは、科学的に見た場合に、どうして国民の皆さんに伝えるかという問題だと思います。安全宣言が本当にいいのかどうかということがありますけれども、リスクが十分低くなっているのか。それともまだ一定のリスクがあるのかとか、そういった現状をきちんと伝えることが重要ではないかと思います。

先ほど、若齢牛の件で申し忘れたことがあるので若干付け加えますと、先ほど私の話の中で御紹介したとおり、イギリスとかドイツで牛を使った感染実験をかなり長い期間をかけてやられていたんです。そこで本当は、実験の目的は、感染牛の脳をどれぐらい食べるとBSEに感染するのかを調べたかったのですが、結局、非常に低い量でもまれではあるけれども、陽性が出る。非常にたくさん食べさせても当然出るんですが。そういったことで、結局どこまでか、エンドポイントがうまく見つからなかった。

だけれども、ヨーロッパだとか、ほかの地域も含めて、申し上げた3～7年とか、そういった期間の潜伏期間で発症するケースは、おおむね1g以上食べているとそれぐらい。低い場合にはすごくばらつきが出てしまうし、高い場合も短いのもあるのですけれども、ばらつきがすごく出てしまうのです。そういったことで、恐らくフィールドで起こっていた、汚染された肉骨粉の摂取量は、大体、感染量としては1gぐらい食べているのではないのかということがわかってきて、感染性のある肉骨粉を食べないような飼料規制がやれていくことが重要だということが実験からわかってきたということです。

もっと言えば、大体、1gの摂取量、投与量の牛で脊髄には大体、何か月で異常プリオンタンパクが出てくるのか、感染性が出てくるのかがわかってくると、特定危険部位、SRM規制も何か月齢以上の牛に対してやればよいということがわかってくる。そういったことがその実験である程度確認されて、EFSAなどでリスク評価の材料として使われて、ヨーロッパの基準の見直しが行われてきたということでもあります。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

ほかの方、いらっしゃいませんか。

○質問者 食安協、蒲生と申します。

お話をありがとうございました。

3点ほどございます。

私は、社会の状況に併せて規制というのは見直していくべきだと考えているものなので、すけれども、今回の見直しというのは、肉骨粉の規制、飼料規制を始めてから10年という契機だと聞いておりますが、このままうまくいって、2017年にリスクが無視できる国と認

定された場合に、その段階でもまた検査対象月齢であるとか、SRMの措置に関しての見直しを図られる可能性があるのかというのが1点目です。

2点目は、もしかしたらこの1点目に関係があるかもしれませんが、14ページ目の3番に今回の諮問内容、食安への諮問内容が終わった後にまた月齢の規制値を引き上げた場合のリスクの評価をとということをおっしゃられていましたけれども、具体的な月齢を教えてください。

最後、3点目は、BSEに関して生前診断法はないと伺っておりますが、動物衛生研究所の方で、生きている牛の脳波を測定してBSE診断ができるという話を伺っております。これは話を聞いているだけなので、細かいことは知らないのですが、もし御存じでしたら、教えてください。

以上、3点です。

○道野輸入食品安全対策室長 最初の2点についてです。

規制の見直しというのは、確かに社会的状況ということもあるのかもしれませんが、我々としては、やはりそういうリスクがどうなのかということ考えていくことなのかなと思っています。

あと1年ちょっとで「無視できるリスクの国」となるわけですが、勿論現状の日本のリスクに応じた規制を今回、再評価の中で検討していこうと。そのベースとしてまずリスク評価を食品安全委員会にお願いをしようというのが今日の私どもの説明であるわけです。今回のリスク評価で一体どういう結果が出て、どういう管理措置をとっていくかということで、今のところまだわからないわけですので、要件を満たすのが2013年2月、OIE総会は通常、5月ですから、2013年5月にそういったステータスになるのではないかと予想はあるわけですが、勿論今回のリスク評価の結果が出てからそういったことというのはやはり考えていくことだろうと思いますし、長い経過をとってこういったリスクも下がってくるので、毎年毎年見直すということ自体、余り現実的ではないのかなという感じはしています。

2つ目の資料の14番目のスライドの3番目に「上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」と書いていますけれども、これは1と2との関係ですが、私どもとして、特定の月齢を想定しているわけではありません。順序についても、何かを特定して今回諮問するというわけではありません。

それはどうしてかということ、リスク評価手法にも少しそこはかかわってくるところで、簡単にお話しますが、ヨーロッパでは、検査月齢の見直しに関しては、かなり連続的な手法でやっているというのがあります。一方で、日本で前回の平成17年の見直しでは、国産牛と例えば21か月齢以上を検査する、20か月齢以下は検査しないということで、その前後のリスクが変化するのかどうかについて諮問したわけですが、そういうピンポイントでの諮問、ピンポイントでの評価というやり方もあるわけです。だから、そういったリスク評価の手法にもかかわってくる話なので、そこは食品安全委員会でも適宜判断して

やっただけであればいいと思いますし、過去にそういったリスク評価の例も両方あるので、そういった検討がされるのではないかと考えています。

○山本国際衛生対策室長 3点目、動物衛生研究所の脳波を見ての診断ということで、おっしゃるような知見はございます。具体的に言うと、まだ研究レベルということで、実用レベルではありません。目的としては、実験感染をして、どのような症状が出てくるのかを野外の感染牛では検証なり、確認することができませんので、実験感染をして、しっかりといろいろなチェックをしていく中で、脳波、プリオンが蓄積してくると、資料説明にもありましたスポンジフォームと空砲ができて神経症状ができてくると。そういうのが進行性に進んでいく病気ですので、ある段階で脳波でも特徴的なものが見つかるということです。ただ、そういう知見は非常に貴重ではありますが、実用レベルではありませんし、実際にフィールドで牛の脳波を測るということはとても現実的にもできないものです。

あと、この病気はやはり生前診断の話がよく出るのですけれども、プリオン、先ほど進行性の病気だと言ったように、蓄積が徐々に始まりますので、あるとき測ってあるいは検査して、そのときに陰性だからいいということではなくて、OIE基準のようにSRMの除去を一定の範囲でやるという管理対策を淡々とやっていくのが安全管理上の対策としては大事なのではないかと考えております。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

○質問者 東京都地域婦人団体連盟の飛田と申します。

御説明ありがとうございました。

お尋ねしたい点は、飼料規制の点でございますが、米国とカナダについては、米国は30か月齢以上の牛の脳、脊髄のすべての飼料への利用禁止が2009年、カナダの場合はSRMすべてが2007年という御説明をいただきました。ということは、BSEの発症の時期、非常に潜伏期間が長いことを考慮に入れますと、飼料規制が遅れていた国々ということが言えると思います。そういう点をどのようにとらえておられるのか。これから諮問される場合にその辺をどのようにとらえていらっしゃるのかが1点でございます。

確かにこの間、飼料規制、我が国においてはピッシングの禁止等が進められまして、BSEの対策が大分進んできたことはいれしく思っておりますけれども、この間、BSE問題が大きくクローズアップされてから、先ほど脳波による診断というお話も出ておりましたが、検査体制等の技術的な進歩、発見方法や検査体制についての世界的な知見の変化というのはなかったのでしょうか。その辺りについてもお聞かせいただければありがたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○山本国際衛生対策室長 先ほど私の方で説明したSRMを牛ではなくて、豚、鶏のえさに禁止するというのが、カナダは2007年、米国は2009年ということで、ちょっと誤解がもしかするとあるかもわからないのですが、牛にはもともと与えることは禁止になっておりまして、SRMのところも含めて禁止されております。そういうデータを基にOIEでは、米国、カ

ナダを規制の前の状態、反芻動物のものを反芻動物に与えないという、そういう飼料規制の状態です。更にここを強化したということで、より強固のものになってきていると認識しております。あとはリスク評価機関で専門家によってその辺についても評価されていくのだと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 若干重複しますが、アメリカやカナダの飼料規制というのは、1997年にまずとられて、2007年、2009年に更に強化されたということです。1997年の規制がどれくらい効果があったのか。2007年、2009年の規制について更にそれがどうなのかという評価については、食品安全委員会のリスク評価の中で勿論きちんと評価をしていただかなければいけないですし、それに必要な資料というものも私どもの方で米国、カナダから入手して、提供して、きちんと示していただくということが我々がこれからやっていくべきことだと考えています。

あと、世界的にどんな知見がということで、いろいろな研究が進んでいますし、国内でもBSEに関するいろいろな研究があります。ここで一つひとつ御説明するほど私も広く知っているわけではありませんけれども、例えば検査法に関しては、確かにフィールドで使用できるものというのはそんなに大きく変わったわけではなくて、スクリーニングに関してはELISA法でいまだやっていますし、その後に確定診断ということで、3つぐらいの方法を使っているというところ、基本的な部分というのは変わっていません。ただ、研究分野では、例えば牛の異常プリオンタンパクを試験管内で増やすことができるという技術が動物衛生研究所などでは開発していて、勿論それは時間もかかるし、特殊な機械を使うので、そういった意味でフィールドで使えるものではないですけれども、以前不可能だと思われたことが可能になってきているということもあります。

やはり大きいのが、先ほど申し上げたような、イギリスとドイツ、日本でも動物衛生研究所の方で牛を使った感染実験がやられて、結局、BSEというのは、感染してから発症していくまでの経過が非常に長い病気なので、牛を使った実験というのはものすごく時間がかかるわけです。だけれども、結局、最後は牛を使ってみないとわからないじゃないかと。非常に宿主というか、感染する範囲が狭いものですから、ほかの実験動物でなかなか代替しにくいということがあって、牛でよく調べてみるということがあります。そういったことが、時間がたつことによって随分とそういう知見が出てきて、異常プリオンタンパクがどういう病気のどういうステージでどこに分布していくかということがわかってきた。そういうことがわかってきたら、規制にも活用できるし、勿論予防とか、不活化とか、そういったことについても応用されていくのだと思います。

そういう意味で、検査の手法についての進展とか、牛を使った感染実験の知見であるとか、先ほども申しましたけれども、遺伝子組み換えのマウスを使って、牛を使わなければならない実験もあるけれども、マウスで間に合うものもあるわけです。さっきの感染性検出量の実験とか、そういったことも随分と、平成13年に日本でBSEが最初に発見されたころから比べると、我々の規制に関係する部分だけでもかなり知見が出てきたということが言

えます。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

○質問者 ありがとうございます。

先ほどの資料の件でございますけれども、誤解していたわけではなく、使用環境がどのような状況であるかによって、結局、禁止されていなかったということは、そのようなものが農家のところに別に牛に与えるためでなくても置いてあって、それが間違っただけで与えられることが起こり得るといって、誤った給餌、意図していなくてもトラブルが起こるのではないかとちょっとそこを心配しておりました。

○山本国際衛生対策室長 おっしゃるとおりでございます。反芻動物から反芻動物に与えられなければいいんだけど、ここで米国、カナダが禁止したのは、クロスコンタミネーション、交差汚染というんですか、意図しない汚染が起こり得ることも含めた管理措置の強化ということで、おっしゃるとおりです。そこは食品安全委員会の方でもまた議論されていくことだと認識しております。

○司会（森川） それでは、ほかの方、いらっしゃいませんか。

○質問者 主婦連合会の和田でございます。

1点お願いと2点質問をしたいと思っております。

今回のことが大分マスコミなどにも取り上げられておりますけれども、残念ながら米国産牛肉が輸入再開のときと同じように、緩和が前提にあるような、アメリカに対する配慮というものが何となくマスコミの間でまず取り上げられてしまっているということが非常に残念で、これから食品安全委員会で十分に時間をかけて、そしてそこでの議論、傍聴に行くこともできますが、それは限られた人数ですから、是非情報を一般の消費者にもわかりやすいように公開、説明をしていただいで、みんなが納得できる結論が出る方向に是非時間をかけても持って行っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

今日、全然お話の出なかったことですが、実は、アメリカの月齢の判定について会員から尋ねられたことがありますので、私も伺いたいことでもあったものですから、お願いしたいと思います。

日本と違ってアメリカの牛は、全頭がいつ生まれたということがわかっているわけではありません。月齢の判別に対する検討会というのが持たれて、非常に時間をかけて熱心に検討されたのを傍聴しております。その最終的な結論の中に、評価結果の記録とその保存が必要であると。追加的な検証、または実施後のフォローアップが必要であるということが明記されております。聞くところによりますと、その後のサンプルも十分にとれたので、月齢に対する判定は問題がないということも耳にいたしますけれども、一般の人たちに十分な説明がされていないのではないかなと思います。会員から聞かれたというのも月齢の判定があれだけ問題になったのに、説明が不十分ではないかということをおっしゃったので、その点を伺いたいと思っております。

3点目は、先ほどお話が出ました飼料規制はどう規制するかというのではなくて、本当

に意図しない、口にしてしまうということも含めて、まだ何か不安な材料が残っているような気もいたします。今回の食品安全委員会に対する諮問の内容は先ほどお話がありましたが、何々とのリスクを比較するというのが幾つか並んでいるわけです。例えば今、申し上げた月齢判別に関する検討会するときにも随分それぞれの国へいろいろな質問書を出されて、委員の方からこういう材料をとってほしいという御発言があって、何回かたって、これに対する返事が戻っていない、あるいは不十分であるというお答えが、お話があるままに最終の結論に至ってしまったと、委員の先生方は決して十分な回答が戻っていない。判断する材料が足りないまま検討していらっしゃるんだなということを感じたのを覚えておりますけれども、今回もそのようなことがないように、1番初めにお願いしました時間をかけてというのは、それも含めてですが、検討なさる先生方が必要とされる材料は十分に手元に入手して、検討なり、議論がなされますようお願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、お答えします。

まず最初に、確かにアメリカ産の牛肉の問題というのはどうしても報道ではクローズアップされていて、我々が申し上げているのは、内外のリスクが下がってきたということをお願いしているわけです。それはどうできてきたかということ、農家の方、飼料業界の方とか、勿論地方自治体もそうですけれども、皆さんが非常にこの10年間努力をされて、国内のリスクが下がってきたということがあるわけですが、そういったことは余り取り上げられずに、先にアメリカの牛肉の話ということは、そういった意味で、個人的な感想になって申し訳ないですけれども、残念だなと思っています。

御質問の1番目でございますが、まず、月齢の判定の件で、いわゆるA40とかということで、アメリカはアメリカで枝肉の格付けを、日本でもやっていますけれども、判定基準は随分違うんですが、その中で、特に脊柱、背骨の軟骨が骨化する、成長するにつれて骨になっていく。それは人間も牛も同じですが、その程度で、月齢が20か月齢以下だと確実に判定できる範囲で、背骨の軟骨が骨化する度合いを見て判断しましょうということで、先ほど和田先生がおっしゃったとおり、月齢の判定に関する検討会ということで、日米間でかなりデータについての精査を前回と平成17年の輸入再開の前にいろいろ議論したということがございます。

確かに検討会の段階で一旦結論が出て、ただし、おっしゃったような検証だとかフォローアップが必要だということで、その後、米国側からもデータが出てきて、そのデータに基づいて判断すると、要はA40を基準として、当初の検討会報告の判断基準で継続的に月齢を判定して問題ないということになったわけですが、確かに厚生労働省なり、農林水産省なりでそういった結果というのは公表しても、時々によってメディアで取り上げられることもあれば、そうでないときもあるということもあります。

そのときに社会的な注目を浴びていなければ、割とローキーで終わってしまうということもあるので、別にメディアのせいにはしていただくわけではなくて、我々の方も、確かに公表

してホームページに載せれば一安心みたいなどころもあって、こういった機会をとらえて皆さんに御説明していく、情報伝達をしていくことが非常に大事だと思います。BSEについても、多分、今回再評価というまでは、興味のある方は別でしょうけれども、まだBSEの全頭検査をやっていたのという方もいらっしゃるぐらい、かなり10年間という時間というのは長い期間があったなと思っています。

飼料規制ですけれども、私の方は余り専門的知識がないので、山本さんの方からお答えいただきます。

○山本国際衛生対策室長 これも先ほどのほかの方の質問と同じで、まさにポイントでありまして、BSEが非常に流行していたころのような汚染実態がもうなくなってきている。非常に低いレベルのところの管理になると、まさに交差汚染とか意図しない、そういうわずかな部分の穴をいかに防いでいくかという段階になっていきます。そういうところの評価は、OIEがステータスを認定するときも評価するわけですし、今回も諮問のリスク評価の中で、食品安全委員会の中で重要なポイントになってくると思います。我々は、先ほども話がありましたように諸外国の状況も丁寧に食品安全委員会に提供して、しっかりと審議していただくということが重要と思っております。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

○質問者 1つお伺いしたいんですが。

○司会（森川） 今の御質問に関係してでしょうか。

○質問者 ありがとうございます。

東京都地域婦人団体連盟の飛田でございます。

月齢のことに関連しまして、私が十分把握ができていないことかもしれないのですが、EUで24か月ルールがとられているということをご耳にしたことがございます。その辺りはどのようなルールであるのか。骨付き肉の問題であったのか。EUの中でのルールが24か月ということであるとすれば、それはどういうわけなのかをお教えいただければと思っております。

○道野輸入食品安全対策室長 済みません、明示的に24か月ルールと言われるとちょっと私も承知していませんのでけれども、たしか24というのは、BSE対策の中で30の次ぐらいに出てくる数字でありまして、一部の国で、2000年にヨーロッパでも30か月齢以上を義務的に全頭検査を始めたわけですけれども、幾つかの国で24か月齢以上をやりましょうということで、たしかフランスとかドイツだったと思いますが、そういった対応をした国があったというのが1つ。あと、24か月というのは、先ほど背骨の規制の変遷の話をしましたけれども、12か月齢の次に24に見直して、今、30ということで、それも24か月齢というのはあります。SRMだとか、BSE検査のルールの中で24というのが出てくるのはそういったところだと思います。

山本さん、何かありますか。

○山本国際衛生対策室長 同じような話で、管理基準としてリスク牛の検査月齢で、OIE

とかEUが24か月というのを使っておりまして、今、EUは死亡牛検査が48か月以上になっていますが、以前は24という数字を使っています、フランスは今も24、そのまま変更せずにやっているというのがありますけれども、それ以上の知見はございません。

○司会（森川） それでは、左の男性の方、お願いいたします。

○質問者 日本食肉輸出入協会の岩間と申します。

私ども輸入する業者の立場から御質問させていただきたいと思います。

まず、月齢とSRMの2点は非常に重要なポイントであるのは間違いないのですが、それ以外の現状の現場の検査、今日、山本室長、道野室長それぞれ検疫所を所管されている立場から御両名にお伺いしたいのは、現行の米国産牛肉の輸入に当たって、豪州産とかニュージーランド産の牛肉に比べてBSE発生ということで、カナダ産も含めて非常に厳密な検査が実施されております。これは国の検査だけではなく、私ども輸入業者も通関後の確認、報告も課せられているわけですが、御存じのように、先ほど資料で説明があったように、ここ5年間で輸入数量は、特にアメリカ産は1万t程度のものが5年間で10万t近くまで増えているということで、検査も大変な状況だと。これは国の皆さんも非常に苦労されている。今回の諮問に当たって、月齢とSRM以外の検査の話、それと、30か月齢で仮にあればアメリカも現状のように、対日輸出認定プログラムといった手続が果たして必要なのかどうか。現在、アメリカ産だけ特別のプログラム、AMS商品コードとか、特にそういった特別な検査の手法もあるんですが、それらが今後とも継続されるのかどうか。できればそういったこともこの際、食品安全委員会で評価していただくとか、何らかの改善見直し措置というのは是非お願いしたいと思っております。

以上です。

○道野輸入食品安全対策室長 まず、私の方からお答えします。

現行、日本がとっている米国産牛肉に対する規制としては、先ほど申し上げたように、月齢条件20か月齢以下と証明される牛の牛肉ではないとだめですよとしているわけです。それと同時に、SRMの除去を条件にしているわけです。

現実に問題になってくるのは、要はティーボーンステーキみたいなものとか、ショートロインでしたか、背骨の辺りの肉を輸入するときに背骨がくっついてきてしまうということでの混載事例というのは過去にあるわけです。

確かに20か月齢とSRMで全除去という条件をかけたことによってアメリカではどうなったかということ、アメリカではそれまで20か月齢で管理するというのをしていないなかったので、日本向けだけに20か月齢で管理をするという認証制度を農務省がつくったわけです。それが今、おっしゃったAMS（Agricultural Marketing Service）とあって、要は農務省の部署が対日輸出向けの処理をする食肉処理場を認定する。認定に当たっては、分別管理をするだとか、20か月齢以下だということを保証する月齢の確認のプロセスだとか、一連の品質管理プログラムをつくって、それを農務省のAMSが認定する。それで管理されたものが



日本に輸出されるという仕組みになっているわけです。

ところが申し上げたとおり、日本以外で20か月齢以下という要件をかけていないものですから、そうすると、勿論分別管理はきちんとやるのが条件ですけれども、同じ処理場で違う時間帯に同じ処理室では、国内向けの30か月齢以下の牛肉の処理が行われたり、30か月を超える牛の肉の処理が行われたりということもあるわけです。

そうすると、倉庫の中で例えばたまたまアクシデンタルに国内向けのものが日本向けに混じってしまったとか、流通のプロセス、いろいろな段階で取り違いということが過去に起こった。勿論アクシデンタルなものだけではなくて、実はよく理解が、大分これは以前の話ですけれども、従業員の方がちゃんと理解をしていなくて、大丈夫だと思って入れてしまったら日本向けには合っていなかったと、混載事例にはいろいろな要因があるんですが。過去に混載事例があったということがあって、そうすると、検査の水準を上げていかなければいけないということの繰り返しがあったわけです。ただ、今の検査の水準にしても、再開当初に大きな混載事例があった後にかなり厳しい基準にしていたのを順次、緩和してきています。

我々の考え方としては、処理場ごとに検査実績を見て、違反数が少ない、ほとんどないところ、問題ないものを連続して輸出してきている処理場に関しては検査を緩和し、実績が少ないところについては比較的厳しい検査をし、という対応をとってきております。そういったことに関しては、日本向けの20か月齢以下という基準が結果として見ると、なかなか管理するのが難しい部分があるということはあると思います。

ただ、アメリカ側の管理についても、毎年日本から査察ということで継続して向こうの処理場に行ったり、混載のケースがあったときには原因を確認して改善措置をしっかりとってもらおうということで、実際に混載事例は、現実には随分減ってきています。発生率は年を追ってどんどん下がってきておまして、そういった意味でアメリカ側の管理というのは随分安定してきているということは実際のデータからも言えると思います。

ただ、私どもとしては、現状と輸入条件の中で、検査をやっていって、検査の過去の実績を見て、検査の水準というのを決めていくというのは別にこれはアメリカ産の牛肉に限った話ではなくて、豪州だとかニュージーランドは違うじゃないかと、牛肉の世界ではBSE発生国か否かでそうかもしれないですけれども、輸入食品の安全検査一般では、やはり過去に違反のあったところについては厳しく検査をする。継続的に問題のないものを輸出しているところについては検査を緩和する、これは当然の話なので、現状のルールに則して私どもとしては見ていかなければいけないと思います。今後の話に関しては食品安全委員会でリスク評価結果が出ないと、管理措置についてどうするかということは議論できないので、今後どうなるかということについては、ここではお答えはできませんけれども、現状については、そういったこれまでの検査結果に基づいた検査の頻度の設定だとか、そういったことをやっているの、そこは別に差別をしているわけではないということでもあります。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

では、そちらのお隣の方。

○質問者 全国焼肉協会の旦と申します。

10年経ってようやく見直しということで、早期に帰したと思いますけれども、一歩前進かなと思っております。

諮問内容について、20～30か月齢にした場合のリスクということで、国内対策なんです、なぜもう少し月齢を高くしなかったのか。といいますのは、国産牛の場合、和牛については30か月齢を超えるものがありますから、これはまた以前と同じように検査した和牛としない和牛が流通するのはどうだこうだで、また全部やろうなんていうばかなことにならないのかなと。その辺、厚生労働省として、各自治体に対してきちっと説得して、それを実行できるのかどうかという点が1つでございます。

2点目は、国境措置については、トレサビができているところは月齢が30か月齢でなくてもいいわけですが、できないところはデシジョンしかないということで30か月齢しかないということはわかりますが、そこら辺とのことも考えて、国内対策となぜ同じにしたのかということが1つ。

もう一点、オランダとフランスがEUの中に入っていますけれども、それ以外の国で解禁を要求している国はないのか。この点についてお尋ねいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 最初の御質問ですけれども、私どもとしては、まずリスク評価の起点として30か月齢ということをしているわけでありまして。

3にもありますように、その30か月齢の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえて、更に月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価ということも合わせて依頼しています。結論として、食品安全委員会からこういった形でこういった答えが出てくるかというのはわかりませんが、出てきた段階で、実際の現場のフィージビリティとか、そういったことも考えてリスク管理措置についてどう取っていくかということは、食品安全委員会の最終的な評価結果を踏まえて対応したいと考えています。

2番目の御質問のフランス、オランダ以外で今、輸入禁止措置が取られている国につきましてですけれども、ほかの国からも輸入禁止についての解除の要請というのは現実に来ています。ただ、先ほどの資料の中にもありましたが、2国間でいろいろな協議だとか、情報交換といったことをして、食品安全委員会の方に諮問できる段階になれば、勿論していくということなのですが、ほかの国につきましては、まだ現段階では、そこまで調整は来ていないということです。順次、そういった準備ができたところについては、追加的に諮問をしていきたいと考えています。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

それでは、右側の方。

○質問者 都立芝浦と場の井上と申します。

と畜場上の設置者というか、管理者の方としてお伺いしたい点が3点ほどあります。

第1点が、諮問がされて、回答が来てから、規則の改正の最速のスケジュールというか、そういったものはどのぐらいのことを両省の方で考えているのか。

第2点が、SRMが頭部は除くという形になったときに、その中から取扱いの基準をつくるだとか、表示に何か改正が加わるとか、そういったことがあるか。

第3点が、ピッシングというのがまだうちの方では非常に問題としてありまして、ピッシングを今、禁止しているのを解除するとかというのは、恐らくはOIEの方がステータスということで30か月齢であっても、すべての国においてピッシング等が行われたいということとっておりますので、そういったことを今後OIEの方として、なぜそこで30か月齢の方でもピッシングを禁止しているのかということをお尋ねいただければと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 先ほどから御説明している中でも、実際に評価結果が出た後、どうするんだ。なかなか評価結果が出ていないというか、まだ諮問する前なので、申し訳ないですけども、こうなります、ああなりますということは言えないですが、一般論でお許しいただければ、答えさせていただきたいと思っております。

規則の改正につきましては、例えば検査月齢が動くとか、SRMの範囲が動くということになると、と畜場上での管理というのは非常に複雑になる可能性があるんで、その辺の準備がどの程度必要かということも含めて考えていかなければいけないので、それなりの期間は必要だと考えています。勿論、今のままと言われたら何もしなくてもいいわけですけどもね。

SRMの取扱いについても、今の同じような話ですけども、例えば外国の例などで言えば、要は用途があるものについてだけ月齢確認して、表示なりをして特定できればいいのではないかと思うので、恐らく廃棄されるものは多いでしょうから、利用されるものが少ないのであれば、そういうやり方もあるんだろうなとは思っています。

ピッシングについては、確かにBSE対策ということも含めて、今まで欧州で禁止になったと。米国では、もともと別の理由からピッシングというのは禁止されていたわけなんですけれども、今のピッシングは禁止ということで、私どもの方でようやくここまで来て、現場の方の御協力というのはすごくあったというのはよく承知させていただいているわけです。けれども、そのピッシングをこの先どうするかということは、我々もまだ何も検討していないというのが正直なところです。

○山本国際衛生対策室長 OIEについても、今、特段議論があるわけではないので、またそういう情報があれば、提供させていただきます。

○司会（森川） では、お隣の方。

○質問者 横浜市役所の半澤と申します。

今、わかっている範囲でお答えさせていただきたいと思うのですが、月齢確認の方法ですが、今現在の要綱によりますと、牛の切歯の確認をした上で、その本数によって30か月齢以上か否かということを確認しなさいという1項があるんですが、これについて見直す予定はありますでしょうか。

というのは、確認をした上で月齢を判定しますと、実際の個体識別番号で登録してある月齢と合わないことが多々あるんです。どちらを優先するかということで、実際現場では、そういった月齢の検査申告書にある月齢で判断したいと考えています。そうしないと、生体検査の段階でいちいち口を開けて歯を朝見なければいけないということがありまして、非常に煩雑だなということで、もしそれが間違えますと、後々検査誤認とか、検査すべき月齢のものを検査しなかったという状況も生じてきますので、この辺は見直していただきたいと常々思っております。この点について、1点お伺いしたい。

あと、今、本当にわかっている範囲でお答えいただきたいのですが、仮に食品安全委員会の答申、リスク評価が国内措置と国境措置で異なった場合、ダブルスタンダード、例えば日本では30か月齢、米国では20か月齢ということはお考えかどうか。それとも従前どおり、国内外は同一基準というシングルスタンダードでいくのか。その方向性がもし決まっていたら、教えてください。

以上です。

○道野輸入食品安全対策室長 最初の御質問ですけれども、月齢鑑別の方法で言えば、例のBSE検査の実施要領自体が平成13年につくったもので、もともと30か月齢以上で検査しようとしていたという経緯もあるのですが、ただ、結果的には検査データを整理するためだけに月齢確認が必要ということで残ってしまっているということだと思います。

何に基づいて月齢確認するかというのは、勿論トレーサビリティがせつかくあるわけですから、そういう点を活用すればいいと思いますので、実際に月齢要件が入るということがある程度結論が見えてくれば、そういった具体的に現場のオペレーションとして一番スムーズに行く。勿論、横浜と、ひょっとしたらほかの地域では、事情が違うケースもあるかもしれませんが、やはり各と畜場なり、検査所で一番リーズナブルな方法でできればと思っていますけれども、そこはその段階でまたよく御相談をして、進めていきたいと思えます。

国内外の条件の整合性の問題なのですけれども、これは前回どうしてこうなったかというと、まず国内の評価をして、当時やはり余り米国についても、勿論BSEの問題についてもなかなか情報、知見が十分でなかったということもあって、国内で20か月齢以下について検査不要ということ踏まえて、米国産、カナダ産についても同じ条件でまず評価してもらおうということで、今のような、結果的に内外同じ数字になっているということなわけです。

だけれども、要は、そこはBSEリスクに応じた規制が本来できればいいわけですから、内外のリスクが違えば、規制が違うということもあり得ると御理解いただければいいと思います。勿論、リスクの差があっても、管理措置というか、規制に差を設けるほどの差がないという評価もあり得るでしょうから、OIEのは多分そんな考え方で3つの区分にしているんだと思います。必ずしも管理措置を一致させる必要はないですが、リスクに応じてどうするかということを考えていくべき事柄だと思います。

○司会（森川） よろしいでしょうか。

それでは、ほかの方はよろしいですか。

そうしましたら、時間の方になりましたので、意見交換をこの辺で終了させていただきたいと思います。

本日は、皆様からいろんな御質問、御意見をいただき、また長時間にわたり、会議の運営に御協力くださりまして、ありがとうございました。

以上をもちまして「BSE対策の再評価に関する説明会」を閉会いたします。

なお、出入り口でアンケートの回収をしておりますので、何とぞ御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。